

第11号様式の5 (第5条関係)

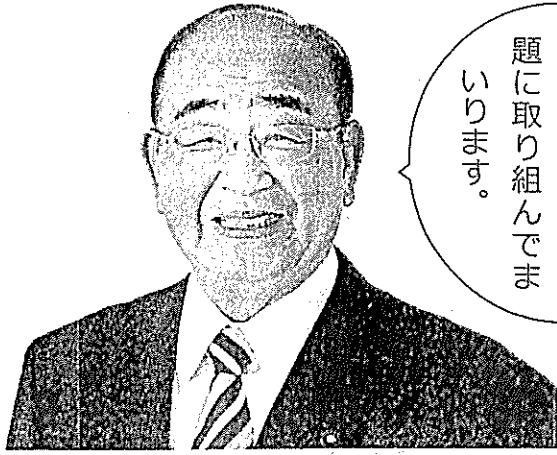
政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 西川 均					
年月日	令和5年5月11日(木)				
表題と発行部数	広報紙 「県政レポート VOL32」 10,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	報告等を行い、意見、要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。				
内容	新知事誕生 新年度予算の紹介 県政 HOT ニュース ひとしのひとりごと				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	大和メディア ソリューション(合) (株)読宣	¥198,330	企画、編集、印刷	6
	折込料		¥34,265	@3,10×10,000部 ×1.1	7
		※ 90 % 充当 合計 209,335 円			
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート VOL32」				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員(高城市選挙区)

会派:自由民主党・無所属の会

西川ひとし



3期目を迎え
初心に戻り県政課
題に取り組んでま
います。

奈良県新年度予算5329億円

山下真 新知事誕生も過去の 取組みの結実を願う

このたび、皆様のご支援によりまして当選することができましたこと、心より感謝申し上げます。3期目を迎えるにあたり、私が目指してきた県政の方向性や課題に向き合い、さらに今回の選挙活動を通じて、皆様から寄せられた声を大切に、県議会議員としての使命を忘れず、地域の発展と皆様の暮らしの向上に向けて、一層努力してまいります。また、県民の皆様の見方や要望を積極的に取り入れ、開かれた県政を目指します。

今回の選挙は今後の奈良の方向性を占う意味で、とても大切な出来事となりました。これまでの県政とはまったく異なる見解を有する知事が誕生したからです。今回の県議選で維新が大きく躍進したことを受け、民間出身で新たな風を起こすことが期待される山下知事は、民意を重視し、県課題に取り組み、いく姿勢を強調しています。一方、私の政治信条でもある奈良県の北高南低問題について、山下知事は「地域間格差に対する問題にも理解はある」とし、取り組む姿勢を見せておられますので、私も期待したいと思えます。

さて、今回の県政報告では奈良県の新年度予算をご紹介します。新知事が誕生しても過去の取組みが結実するよう強く願っています。

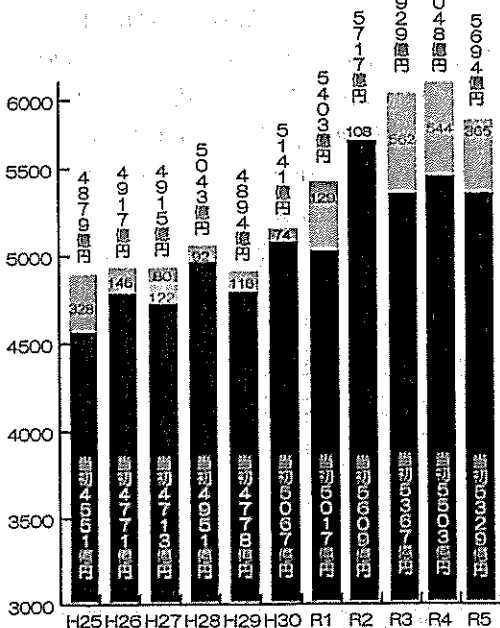
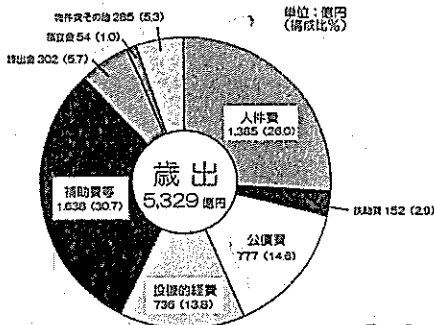
奈良県では、過去16年間にわたり知事が

「地域の自立」を図り、「くらしやすい奈良」を創ることを県政の目指す姿として掲げてきました。工場誘致や観光振興などに力点を置いた結果、工場立地件数が近畿2位に、有効求人倍率が近畿トップクラスになるなど、実感できる取組みが行われています。さらに、幹線道路の整備や医療の充実が進み、コンベンションセンターをはじめとする特色ある施設が次々にオープンしています。健康寿命や障害者雇用率、女性の就業率の伸び率や合計特殊出生率の伸び率も全国有数になっており、奈良県は様々な分野で躍進しています。

今後、奈良県ではリニア中央新幹線「奈良市附近駅」の設置に向けた環境影響評価が始まり、大規模広域防災拠点も整備が進む予定です。また、「デジタル田園都市」の実現構想や、奈良県立医科大学の整備、中央卸売市場の再整備、県域水道一体化など、本県発展の礎となる歴史的なプロジェクトが軌道に乗っています。

成果と展望に注目

このようなプロジェクトの実現に向け、「奈良新」都づくり戦略2023」が策定され、戦略の実現に向けた取り組みを体系的かつ継続的に推進するため、多くの条例の制定が進められています。令和5年度予算では、これらの戦略や条例を土台に、大きな波を的確に捉え、確かなエビデンスに基づいて戦略を練り上げ、全力で実行していく方針が示されています。奈良県のこれまでの成果と今後の展望に注目が集まる中、どのような変化がもたらされるのか、引き続き見守りたいところです。



一般会計予算規模の推移

2月補正

県政HOTニュース

災害時の栄養・食生活支援 活動に関する協定を締結

奈良県と奈良県栄養士会

県は、大規模災害時における被災者の栄養・食生活支援活動に関して、公益社団法人奈良県栄養士会と協定を締結することを発表しました。この協定の目的は、県内で大規模災害が発生した場合、被災者の健康を守るために、避難所などで栄養・食事相談を行い、必要なアセスメントに基づいてアレルギー除去食品や離乳食、高齢者・病者用食品などの特殊栄養食品を提供できる体制を確保することです。協定では、大規模災害が発生した際に、栄養士会は県からの派遣要請に基づいて栄養支援チームを編成し、県が指定する被災地域で活動を実施します。この連携により、大規模災害時において被災者の栄養・食生活支援が迅速かつ適切に行われることが期待されます。

訪日教育旅行の学校 交流が3年ぶり再開

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により約3年中断していた訪日教育旅行の学校交流が、再開されました。奈良県内では台湾の高校生が県内の高校を訪問し交流するイベントが開催されました。このようなリアルな交流が国際理解や国際協力推進の一助となることが期待されています。

国際協訪日教育旅行とは、海外の児童生徒が、教職員の見学のもと学校教育の一環として行われる訪日（インバウンド）団体旅行のことを指します。今回、交流が行われたのは奈良県立奈良商工高等学校で、台湾新北市立

鸞歌高級工業商業職業学校の生徒20人、教師2人が参加しました。

法隆寺世界遺産登録30周年を 祝い「記念日本酒」が誕生

斑鳩町観光協会と奈良県産業振興総合センターが共同で、法隆寺の協力のもと、法隆寺境内に自生するアヤマから清酒酵母を分離し、新たな日本酒が誕生しました。この酵母は協会が「太子夢酵母」と命名し、法隆寺の世界遺産登録30周年を記念して作られた日本酒に使用されています。

「聖徳太子ゆかりの地・斑鳩町」および「世界遺産のあるまち・斑鳩町」を国内外に広くPRするための日本酒をつくる清酒酵母の分離を検討した結果、法隆寺境内のアヤマから「太子夢酵母」が分離されました。そして、法隆寺が世界遺産に登録されてから30周年を迎える記念すべき今年、「太子夢酵母」を使った記念日本酒が完成しました。

この記念日本酒は『太子の黒駒』（製造：芳村酒造株式会社）、「古都のしらべ」（製造：株式会社大倉本家）、2種類が用意されており、令和5年4月11日から販売が開始されています。法隆寺の世界遺産登録30周年を祝い、



新たな日本酒が誕生したことで、斑鳩町の観光や地域の活性化にも期待が寄せられています。

ひとしひとり

〇…マンネリズムとは、日常生活や仕事、人間関係などで同じようなパターンが繰り返されることで、新鮮味が失われ、退屈さや飽きが生じる現象です。人々は、このマンネリズムに陥ることで、自分たちの人生に変化を求めるようになります。さて、このマンネリズムは選挙においても現れることがあります。その結果はどのようなものなのでしょうか。

〇…選挙というものは、民主主義社会において重要な役割を果たします。市民は、選挙を通じて自分たちの意志を表明し、政治家たちに期待する方向性を示すことができます。しかし、選挙が繰り返される度に、政治家たちの言動がマンネリ化し、有権者は新たな風を求めるようになります。

選挙との邂逅 新たな風を求める有権者の願い

〇…選挙戦では、候補者たちが様々な政策やビジョンを掲げ、有権者にアピールしますが、往々にして既存の政治家たちの言動は似通ったものになりがちです。そんな中、新進気鋭の政治家が現れ、従来のマンネリズムを打ち破るような斬新なアイデアや政策を掲げることで、選挙戦に熱気が戻ります。

〇…そして、選挙の結果、新たな風を求める有権者の願いが叶えられることがあります。新しい政治家が選出され、彼らの政策が実現されることで、マンネリ化した社会に活気が戻ります。

〇…まさに、マンネリズムは選挙においても風穴を開けるきっかけとなり得るのです。しかしこのオチは、果たして有権者が新たな風を選んだ結果、本当に良い方向へ進むことができるのかどうかは、選んだ候補者の実績と次の選挙までの時間が証明することでしょう。



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

T639-2141葛城市弁之庄58-2
TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 西川 均

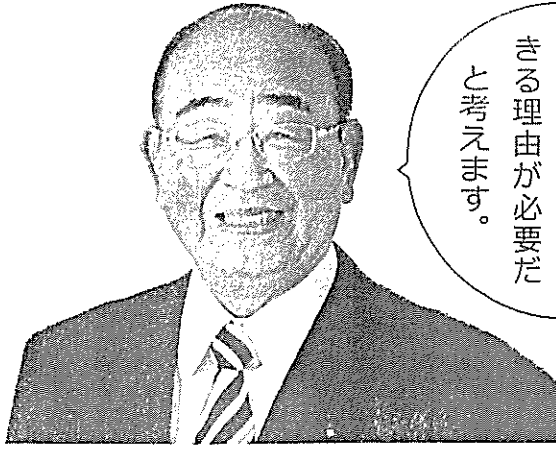
年月日	令和5年7月27日(木)				
表題と発行部数	広報紙 「県政レポート VOL33」 10,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	6月定例会を行い、意見、要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。				
内容	6月定例会 物価高騰対策や子育て支援 予算の見直しや事業の停止について 議員報酬について 県政 HOT ニュース ひとしのひとりごと				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	大和メディア ソリューション(合)	¥201,660	企画、編集、印刷	29
	折込料	(株)読宣	¥34,265	@3,10×10,000部 ×1.1	30
※ 90% 充当 合計 212,332円					
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート VOL33」				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員（高城市選挙区）

会派：自由民主党・無所属の会

西川ひとし



事業見直しは丁寧な説明と納得できる理由が必要だと考えます。

予算執行停止で困惑が広がるも 一般会計補正予算は承認・可決

県6月議会

こんにちは西川ひとしです！奈良県議会の6月定例会が行われました。この会議では、36件の議案が審議され、そのうち令和5年度一般会計6月補正予算案などが148億1800万円で可決・同意されました。しかし、議員提案の条例改正案1件については、県議の月額報酬を2割カットする内容が否決され、会議は閉会しました。

物価高騰対策や子ども・子育て支援

補正予算案では、物価高騰への対策や子ども・子育て支援、安心・安全の確保に重点を置いたとのこと。山下知事の提案理由を要約すると、まずは、物価・エネルギー価格高騰対策です。国の交付金を活用し、中小企業などで賃上げが行われた場合に給付金を支給することで後押しし、デジタル地域通貨を活用して県内の消費を喚起する取り組みを行うこととしています。また、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援も継続して行います。さらに、県有施設において電力調達の適正化を図るため、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入などを総合的に推進していくとのこと。

物価高騰対策では、中小企業などの賃上げを後押しするための給付金やデジタル地域通貨の導入、再生可能エネルギーの活用などが計画されています。一方で、子ども・子育て支援などは、現在の社会情勢に即した重要な取り組みです。経済の安定と市民の生活の安心を確保する



答弁する山下知事

事業の見直しは具体的な評価を

ためには、適切な予算の配分が必要です。しかし、大型事業の見直しや公共事業の停止といった措置も行われていることは事実です。これによって、地元自治体や関係者からは困惑の声が上がっています。

私は、予算の見直しや公共事業の停止については、具体的な評価が必要だと考えます。地元の意見を十分に聞き、事業の優先順位を考慮した上で、賢明な判断を行うべきです。山下知事は、県民の生活や経済の安定を重視し、効果的な政策を実行する責任があります。

議員報酬カットは適切な理由が必要

知事の姿勢や行動が、県民の福祉と将来の発展に資するものであることを期待します。

報酬カットに関する条例改正案は、日本維新の会県議団によって提案されました。採決では、維新県議全員（14人）と阪口保県議（改新なら）、山村幸徳県議（無所属・共産）の2人が賛成しましたが、過半数（22人）に達しなかったため、否決されました。

また、山下真知事の退職手当を全額カットする条例案は可決され、総務省出身の土屋直毅副知事が国に帰任することに伴い、後任に湯山壮一郎総務部長が任命される人事案も同意されました。私は議員報酬の削減については、減額の適切な理由をまず示し、そのうえで、条例改正を提案すべきだと考えています。

予算の執行が停止された主な事業

項目	金額
大和平野中央田園都市構想	36億9809万円
五條市の大規模広域防災拠点整備	24億9700万円
国民スポーツ大会 全国障害者スポーツ大会 拠点整備事業	2億2720万円
国道168号の大規模広域防災拠点関連道路	1億4000万円
朱雀大路東側・平城宮跡南側の整備事業	1億3886万円
中央卸売市場の再整備	1億3375万円

県政HOTニュース

全国植樹祭の招致を決定 奈良県の自然美と魅力PR

全国植樹祭は、国土緑化運動の主要なイベントとして、毎年春に開催されています。1950年以降、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国各地から多くの参加者が集まります。奈良県では、1981年に平城宮跡で第32回全国植樹祭が開催されました。そして、令和9年に2回目となる第77回全国植樹祭の開催を招致することが決定しました。

以下は、全国植樹祭の概要です。
▽主催＝公益財団法人国土緑化推進機構（以下、機構）および奈良県
▽主な出席者＝国務大臣、機構会長（衆議院議長）、奈良県知事、県議会議長、森林・林業関係者など
主要行事＝天皇皇后両陛下の御臨席とお手植え・お手播き

多くの招待者が参加し、県内外で植樹活動が行われるほか、表彰行事や式典などの行事が実施されます。

全国植樹祭は、自然環境保護や森林への関心を高める重要なイベントであり、奈良県はこの祭典の開催に向けて準備を進めています。地域の森林資源の保全や緑化活動に注力し、全国に向けて奈良県の自然美と魅力を発信する機会となることでしょう。

「戦時下の暮らし」夏季開催 戦争と平和に思いを馳せる

県立民俗博物館は、例年「終戦の日」に合わせて夏季に開催しているスポット展が今年も開催されます。テーマは「出征前夜」であり、

戦時下の生活に触れることで戦争と平和について考える機会を提供するものです。

民俗博物館が空調機器の不具合により臨時休館のため、展示は大和民俗公園内の古民家園の旧鹿沼家住宅で行われます。

会期は令和5年7月19日（水曜日）から8月27日（日曜日）まで、開館時間は午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）。休館日は月曜日となります。

ヘルパンギーナが流行、 報告数が「6.47」に

県内の小児科定点医療機関（34機関）から、令和5年第26週（6月26日～7月2日）においてヘルパンギーナの報告数が220例に上り、1定点あたりの報告数は流行警報レベル開始基準値である「6」を超え、「6.47」となりました。このことから、県内でヘルパンギーナが流行していると考えられますので、手洗いの励行など注意が必要です。

ヘルパンギーナは、発熱と口腔粘膜に水疱性発疹が現れる急性のウイルス性咽頭炎であり、乳幼児を中心に夏期に流行する夏かぜの代表的な疾患です。通常、5月頃から増加し、7月頃にピークを迎えますが、その後は減少し、9月から10月にかけてはほとんど見られなくなります。

ヘルパンギーナの症状としては、突然の発熱、咽頭痛、口腔内に小さな水疱などがあります。水疱が破れると潰瘍が形成され、痛みを伴います。発熱は2～4日間で解熱し、水疱や潰瘍もやや遅れて消失します。ほとんどの場合、予後は良好ですが、頭痛や嘔吐などの症状が見られる場合には、まれに無菌性髄膜炎や急性心筋炎などの合併症が発生する可能性があります。

ひとしおひとり

- …奈良県の新知事であり、日本維新の会公認で初当選した山下真知事の下で、予算見直しの作業が始まりました。その中で注目すべきは、前任者が積極的に推進していた数々の大型事業です。
- …これらの大型事業には、多額の予算が充てられてきました。それにより、地元自治体のトップたちは県と協力して準備を進めてきましたが、予想外の公共事業の停止や見直しが行われ、困惑の声が上がっています。
- …具体的には、6月8日に奈良県庁の知事室で開かれた会議で、一部の自治体トップが次々と呼び出されました。そこで、県予算の見直し結果が伝えられたのです。
- …その中で注目すべきは、国民スポーツ大会に向

予算停止の波紋 地元の声や優先順位を考慮すべき

けての施設建設に関する通達です。知事からの指示では、既存の施設を有効活用することを基本とし、新たな施設は建設せず、今年度の予算は全額執行しないことが告げられました。

○…具体的には、奈良県第2の都市である橿原市では、2031年に開催予定の国民スポーツ大会に向けて新しい競技場の建設が進められる予定でした。しかし、橿原市の市長である亀田忠彦氏は、この見直しの結果に対して不満げな表情を浮かべながら、「予算の見直しによって、私たち地元の取り組みが水泡に帰してしまう恐れがある」と語りました。

○…このような状況下で、山下知事がどのような姿勢で取り組みを進めていくのかが重要です。私たちは、知事の判断には是々非々の姿勢で接するべきであり、地元の声や事業の優先順位を考慮した適切な判断を期待する必要があります。奈良県の発展と住民の幸福のために、山下知事のリーダーシップが求められています。



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

〒639-2141 葛城市弁之庄58-2
TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 西川 均

年月日	令和5年11月15日(水)				
表題と発行部数	広報紙 「県政レポート VOL34」 10,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	9月定例議会報告等を行い、意見、要望等を求める。				
按分率の説明	按分率90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。				
内容	9月定例議会報告 6月議会での表明について 水道事業について 県政HOTニュース ひとしのひとりごと				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	大和メディア ソリューション(合)	¥210,990	企画、編集、印刷	66
	折込料	(株)読宣	¥34,265	@3,10×10,000部 ×1.1	60
	※ 90%充当 合計 220,729円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポートVOL34」				

注 発行した広報紙を添付してください。



物価やエネルギー高騰は事業者や県民にとって死活問題です。

西川ひとし

奈良県議会議員(葛城市選挙区)
会派:自由民主党 無所属の会

57億円の補正予算を承認 物価高騰対策に3億円を計上

県9月議会

奈良県議会の9月定例会が10月6日に本会議を開催し、県が提案した総額57億9700万円を超える一般会計の補正予算案を中心とする18の議案についての採決が行われました。

補正予算には、大雨や台風による被害を受けた道路や河川の復旧に要する45億5300万円を超える費用や、物価及びエネルギー価格の高騰対策に3億2500万円超を計上。これらの議案は全て全会一致で承認されました。物価高騰やエネルギーの高騰によって県民をはじめ事業者の方々は大変苦しい状況になっております。この施策が実を結ぶことを強く願っております。

- ▽9月議会で可決された議案は次の通りです。
- ▽令和5年度奈良県一般会計補正予算(第2号)
- ▽令和5年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計補正予算
- ▽奈良県手数料条例の一部を改正する条例(第1号)
- ▽興行場法施行条例の一部を改正する条例
- ▽奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例の一部を改正する条例
- ▽消防防災ヘリコプターの取得について
- ▽河川改修事業にかかる請負契約の変更について
- ▽事業にかかる請負契約の変更について
- ▽和解及び損害賠償額の決定について
- ▽令和5年度 奈良県一般会計補正予算(第3号)

6月議会で表明した予算の執行停止やその過程に問題がないのか、わたしが所属する自民党・無所属の会派を代表して萩田義雄議員が質問していますので紹介します。

予算の執行停止や決定のプロセスに問題なし表明

山下真知事はまず予算の執行停止について、事前に市町村長に対して多くのプロジェクトや見直し計画について説明を行っている、としました。これには防災拠点の見直しから医療センターの建て替え計画、さらには大規模な田園都市構想に至るまで、幅広いテーマが含まれており、対話と協力の環境づくりのために、県は定期的に意見交換や議論の場を設けていると続けました。特に7月に開催された「県・市町村長サミット」では、ほとんど全ての市町村長が参加し、懇親会も成功し、今後関係者との議論を深めていくこととし、改めて予算執行停止について問題はないとの認識を示しました。

一方、予算執行停止を決めるにあたっての議事録がない問題については、議事録に相当する文書やメモが残っており、その過程や結果についても問題ないとの立場です。

しかしながら、県が決めた方針のもとで一緒に事業を進めていく市町村の立場を汲み取っているとは言い難いことも確かであり、その部分において混乱を招いたことは事実であり、そのことについては真摯に受け止め、執行停止についての再考もすべきだと私

は思います。

水道事業については 歩み寄りか?

奈良県と26市町村による「県域水道一体化」の協議がこのほど、奈良市で開催されました。7月の協議では山下知事が基本方針に疑問を呈していたが、今回は知事が従来の計画を基本的に支持する方針を示しました。山下知事は「副知事、水道局と協議2025年4月に事業を統合する当初の計画を継続する考えを示しました。」

変更点としては、水道料金の見直しを2025年から3年ごとに変更し、さらに、協議に参加していない自治体の途中参加を、公平性を確保した形で認める方針も提案されました。これにより、現在参加していないわが葛城市や奈良市なども、将来的に加盟する道が開かれる可能性が示されたともいえます。

子育て支援、新年度 予算に反映の見込み

このほど山下知事が県内の9つの市の市長と集まり、教育と子育て支援を中心に意見交換を行っています。山下知事は保育料の無償化に加え、保育士の待遇向上についての対話の必要性を強調した模様です。また、学校給食費の無償化についても、園の方針や市町村の支援状況を考慮して、議論を続ける方針を共有したとのこと。

知事は、「市町村間での合意形成後、新年度予算に取り込む予定」とコメントしています。

そして、県市長会の会長である生駒市の小紫市長は、将来的にも「教育や子育てのテーマで継続的な協議を進めていく」との意向を示しました。

県政HOTニュース

山上被告の公判前整理手続 奈良地方裁判所で行われる

去年の7月、奈良市で安倍元総理大臣が銃撃された事件について、殺人などの罪で起訴された山上徹也被告の裁判を前に、「公判前整理手続」が初めて行われました。日本を世界を震撼させた事件だけに、裁判所前には朝から多くの報道陣が詰めかけるなど、現場は騒然としていました。ただし、今回は被告本人は出席せず、証拠や争点に関するやりとりが行われたということです。

事件の詳細は、ご承知の通りだと思いますが、改めて詳述すると、無職の山上徹也被告(43歳)が去年の7月に安倍元総理大臣を銃撃し、その結果、殺人などの罪で起訴されたというものです。報道などによりすると、この事件は裁判員裁判で管理される予定であり、13日には奈良地方裁判所で「公判前整理手続」が行われたということです。弁護団によれば、この手続は午前10時ごろから約20分で終了し、証拠に関する議論などが行われたということです。被告本人はこの手続には出席していませんでした。

今後も手続は続き、裁判の日程や内容が決定されますが、実際の裁判は来年以降になる見通しです。山上被告は捜査段階で、母親が旧統一教会に多額の献金をしていたことに対する恨みから事件を起こしたという供述をしており、裁判では被告の背後にある背景や情状が刑の重さなどの争点になると考えられています。

一方、政府は旧統一教会に解散命令を出したばかり。この後、裁判がどう進んでいくのか、注目されます。

塑像のワークシヨップ開催 奈良時代に想いを馳せる

奈良県内で奈良時代の仏像制作を学び、古代の技法を再現するワークシヨップが開催されることになりました。このワークシヨップでは、仏像制作の歴史や技法、構造についての知識が広まる一方、参加者は奈良時代の伝統的な技法を実際に体験する機会を提供されます。ワークシヨップに参加することで、自身の手で仏像を制作する喜びを味わいながら、奈良時代の仏師たちがどのようにしてこれらの芸術品を生み出したのかに思いを馳せることができます。これは、奈良時代の芸術や文化に興味を持つ人々にとって、非常に貴重な機会となります。

県議会議員の資産公開

奈良県議会議員の資産等報告書の閲覧が開始されます。令和5年4月30日時点において有する資産等となります。閲覧はすでに始まっています。

人口129万6千人 3月の人口動態

奈良県が9月1日に発表した人口動態によると、総人口は129万6千人で、前月に比べて763人減少しました。そのうち、自然減が661人、社会減が102人となっています。総世帯数は55万4千世帯で、こちらは92世帯増えています。

なお、人口が増えた市町村は9市町村で、減少した市町村は26市町村です。変化なしは4町村となっています。

ひとしのこと

- …奈良県の「県域水道一体化」は、多くの市町村にまたがる壮大な計画であり、このような一体化には多大なメリットが予想されています。
- …山下知事自らもこの構想の有用性は評価していますが、約30年後の赤字リスクがあると疑問を呈したことで、一部の市町村から反発が出てしまいました。これは決して個別の意見や局面にとらわれるべきではなく、より広い視野で物事を考える必要性を教えてくれた瞬間でもありました。
- …この反発が生んだ教訓は重要で、新しい試算やプランが出されるごとに、その都度しっかりと評価を行い、多角的な視点で問題を考察することの重要性が確認されています。ただし、これによって市町村間、さらには県と市町村の関係における新たな課

県域水道一本化 当初の計画継続だけは歓迎する

- 題も明らかになりました。それは、各市町村の多様な意見や立場をどのように調整・統合するかという課題です。
- …そして何よりも、この一件は各地の事情や課題に目を向ける契機となりました。水道管の老朽化、人口減少による経営厳格化など、先行きの不透明な要素が多い中で、奈良県と市町村が協力し合って取り組むべき点は多々あります。
- …このような多様な視点と課題意識を持つことで、県域水道一体化はより実用的な、そして持続可能な形で進展していく可能性が高まると思います。今後の動きに注目が集まる中、この一体化が如何に地域社会や環境に貢献していくかが、今後の焦点となると言えるでしょう。
- …いずれにしても山下知事が2025年4月に水道事業を統合する当初の計画を継続する考えを示したことは歓迎しておきます。



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

〒639-2141 葛城市井之庄58-2
TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 西川 均					
年月日	令和 6年 2月 28日 (水)				
表題と発行部数	広報紙 「会派レポートVOL.1」 10,000部				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	所属会派の考えを広く伝える				
按分率の説明	按分率 100% 政務活動の為				
内容	令和5年度予算執行査定について 奈良県大規模防災拠点の設備事業について 県内スポーツ施設について 大和平野中央田園都市構想について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	折込料	(株)読宣	¥34,265	@3,10×10,000部 ×1.1	98
※ 100 % 充当 合計 34,265 円					
備考	添付資料：広報紙「奈良県議会会派自由民主党・無所属の会 News」VOL.1				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News

Vol.01

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会
〒783-8501 奈良市並大南町30 奈良県議会議事院内
TEL.0742-27-8952

昨年4月の地方統一選挙を経て、奈良県議会の構成も大きく変わり、我々22人は自由民主党・無所属の会を結成いたしました。知事に迎合することなく、是々非々の姿勢で対峙できる会派として、奈良県政の発展に向けて県民目線で、より良い政策を提案してまいります。

令和5年度予算執行査定について

山下知事は就任直後の令和5年6月12日、今年度の予算のうち大規模広域防災拠点の整備などを含む29の事業について、全部または一部の執行を取りやめることを発表しました。このことにより将来的に4,730億円を削減できる見通しとのことです。

執行を中止した各事業は本当に必要ないものなのでしょうか。どのような根拠により中止の判断に至ったのでしょうか。事業を実施しないことによりどのような問題が残されるのでしょうか。また、その問題への対応をどのように行うのでしょうか。中止により奈良県の財政負担はいくら軽減され、他事業に当てることができるのでしょうか。(例えば、今年度削減分の73.5億円のうち奈良県負担額は35.7億円です。また、大規模広域防災拠点については国が

事業費の7割を負担することとなります。)

このような疑問に対する答えがないままに事業の中止を受入れることはできません。

執行を取りやめるとされた各事業は、いずれも選挙前の3月に議会の審議を経て予算執行が認められたものばかりです。選挙を経て知事が代わり、政策の方針が変わったからと、議会の審査を経ずに簡単に予算執行を停止してしまっているのでしょうか。

本来ならば減額補正予算を議会に諮り、議会の熟議を経て判断するべきではないでしょうか。

このような考えのもと、我々は6月以降の定例議会に臨んでまいりました。

今後とも我々の取組みも含め、奈良県政の動きを注視して頂きますようよろしくお願いいたします。

奈良県の防災体制は大丈夫か？

五條市に計画されていた大規模防災拠点の整備事業は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、奈良県中南部だけでなく、紀伊半島全体の防災体制の強化を目的としたものです。

山下知事は既存の広域防災拠点や学校等の地域の施設、さらには県外の空港を活用することにより、大規模災害への対応が可能との判断により事業を中止しました。

国が平成26年3月に策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、都道府県が自衛隊等の集結拠点、SCUを有する医療拠点、物資の輸送拠点となる広域防災拠点を確保することとなっています。奈良県の広域防災拠点は9箇所あるものの、各拠点施設の機能が十分なものか疑問があります。

1月1日に起こった能登半島地震の被災状況を踏まえれば、現状のままでは奈良県の防災体制は不十分であり、特に県南部の防災機能の強化に向けた新たな広域防災拠点の整備が必要であると考えます。そこで、早急に県の防災体制を検証し、不足する機能や施設を明らかにし、現行の広域防災拠点の整備計画を必要に応じて見直すとともに、奈良県地域防災計画に位置づけつつブラッシュアップするよう求めてまいります。

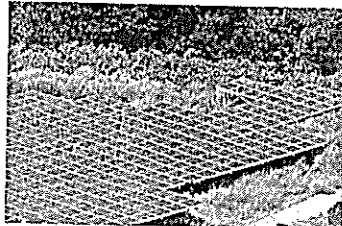
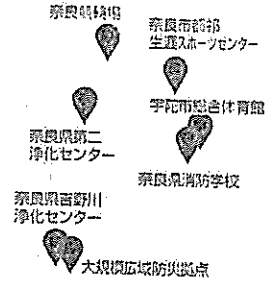
1月24日に突如、事業計画区域内にメガソーラーの設置が発表され、用地確保に協力した地元からは憤りの声が上がっています。



▲会派のメンバーで現地視察を行いました。



奈良県の広域防災拠点



▲メガソーラー ※イメージです

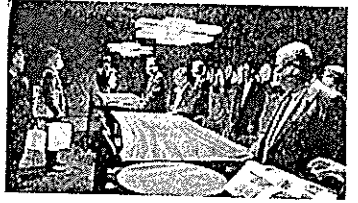
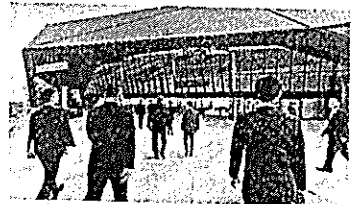
下北山スポーツ公園

鳥の島

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設は確保できるのか？

令和13年に奈良県において国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。当大会開催に向けて現在、橿原市での陸上競技場、アリーナの建設、田原本町での球技場の建設、川西町でのテニスコートの建設などが計画されていましたが、山下知事はこれらの事業を中止。基本的には新たな施設は整備せず、既存施設の改修により対応する、対応できない部分は他府県に協力を求めるという方針を打ち出されました。しかし、県内のスポーツ施設については、前回の国民体育祭(わかさ国体)に向けて建設された施設

が多く、老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化ができていない、冷暖房設備がないなど時代ニーズに合わない施設も多いのが現状です。国民スポーツ大会をスポーツ振興の契機とすることが重要であり、特に大会開催に合わせてスポーツ施設の更新・整備を行い、スポーツ環境を質・量ともに向上することが期待されることです。我々は引き続き、将来のアスリートのための投資を惜しまないという姿勢で、令和13年までに奈良県のスポーツ環境をレベルアップすることを求めてまいります。



▲常任委員会で令和6年第1回国スポ大会で使用されるSAGAアリーナ(佐賀県)の視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想も中止！取得済みの事業用地をどうする？



▲会派で大和平野中央田園都市構想の現地視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想は、三宅町、川西町、田原本町の3町において、産業力強化、雇用創出、健康増進などを目的とした、工科大学の建設、スポーツ施設の建設などを含む構想です。これまで有識者の意見を取入れながら、地元と連携・協力して議論を積み上げて構想を取りまとめるとともに、用地取得を進めてきました。山下知事は、新たな大学の設置事業、及びスポーツ施設の建設事業を中止しました。いずれも構想の中心となる事業であり、3町の今後のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。

知事が代わると政策の方向性が変わることは否定しませんが、市町村と連携して進める場合、選挙の都度、抜本的な方針変更があるようでは、長期的な視点に立ったまちづくりはできません。今般、田原本町内の用地に自動車免許センターを移転する方向性が示されたところですが、今後とも、三宅町、川西町の取得済みの用地について、協力された地権者の想いも含め、地元の意見を十分に伺いながら、県の取組を質し、より良い事業を提案してまいります。

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 西川 均

年月日	令和6年4月10日 他				
表題	県政報告ホームページ 「愛する郷土をもっと元気に県民の喜びを生きがいとして」				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 50% 葛城市、その他へのリンクの為				
内容	議会報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	開設制作費 保守料	大和メディアプロモ ーション(合)	¥34,635	開設、制作保守料 48回分割払	2
	〃	〃	¥34,635	〃	13
	〃	〃	¥34,635	〃	22
	〃	〃	¥34,635	〃	33
	〃	〃	¥34,635	〃	42
	〃	〃	¥34,635	〃	53
	〃	〃	¥34,635	〃	61
	〃	〃	¥34,635	〃	71
	〃	〃	¥34,635	〃	80
	〃	〃	¥34,635	〃	89
	〃	〃	¥34,635	〃	99
				¥	
	※ 50% 充当 合計 ¥190,492 円				
備考	ホームページアドレス : http://www.hitoshi-nishikawa.com 添付資料ホームページ制作業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

西川ひとし（以下「甲」という。）と大和メディアプロモーション合同会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルイズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの手配。
4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 支払い方法

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、乙の見積書に定める通りとする。
3. 料金の支払条件は、割賦払いとする。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 11 条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 12 条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記 1 の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第 13 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 14 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一

方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第15条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第16条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第17条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第18条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第19条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。

2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第20条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年8月30日

甲

西川 均

〒634-0001 葛城市舟之庄58-2

乙

大和メディアプロモーション合同会社

事務所: 〒633-0062 桜井市粟殿72南2F

本店: 〒571-0013 大阪府門真市千石東町1-1

TEL/FAX 0744-45-1016 e-mail: info@daiwamedia.jp



西川ひとし 様

〒639-2141

葛城市弁之庄58-2 西川ひとし事務所

TEL 0745-69-1234

発行日: 2019/5/11



大和メディアプロモーション株式会社

代表社員 坂部星吾

〒633-0062

住所: 桜井市粟殿72 南2F

TEL/FAX: 0744-45-1061

E-mail info@daiwamedia.jp

見積No.: 20190507-n1

見積日: 2019/5/10



御見積書

下記の通り御見積申し上げます。

御見積金額 (消費税込)	¥1,630,800-
件名	ホームページ制作 一式

見積有効期限: 2019/6/30 お支払い条件: 銀行振り込み

見積金額明細

項目	内容	単価	数量	単位	金額	単位:円
ディレクション	ヒアリング・企画・調査	200,000	1		200,000	
デザイン	トップページ	100,000	1		100,000	
	下層ページ	15,000	12		180,000	
コーディング	トップページ	50,000	1		50,000	
	下層ページ	10,000	12		120,000	
サーバー・ドメイン		20,000	1		20,000	
コンテンツ制作	動画(撮影・編集)	300,000	1		300,000	
	CG	100,000	1		100,000	
システム 管理	構築	100,000	1		100,000	
	運用・システム保守	100,000	1		100,000	
	更新料	5,000	48		240,000	
合計					¥1,510,000	
消費税(8%)					¥120,800	
税込合計					¥1,630,800	

備考

ホームページ制作業務委託契約書

西川ひとし（以下「甲」という。）と大和メディアプロモーション合同会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

- 1.甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2.甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

- 1.甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
- 2.乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

- 1.甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
- 2.既存の写真・画像等のスキャン（デジタルイズ）。
- 3.ホームページを公開するためのレンタルサーバーの手配。
- 4.上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

- 1.ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
- 2.納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
- 3.甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

- 1.乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
- 2.甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲から乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 支払い方法

- 1.甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
- 2.本契約に基づく料金額は、乙の見積書に定める通りとする。
- 3.料金の支払条件は、割賦払いとする。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

- 1.納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
- 2.納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
- 3.甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
- 4.画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

- 1.一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
- 2.前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
- 3.ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第11条 知的所有権

- 1.本契約に基づくホームページの制作に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
- 2.制作途中で制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
- 3.乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
- 4.乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
- 5.甲が制作物を上記3の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
- 6.乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
- 7.甲は、乙の文書による同意なしに上記2および3で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第12条 申込後の取消、修正、解約

1.甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。

2.甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第13条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第14条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

- 1.相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
- 2.相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
- 3.相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- 4.公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
- 5.法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
- 6.その他相手方が不適切と判断する行為。

第15条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

- 1.本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
- 2.支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
- 3.振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
- 4.第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
- 5.甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第16条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第17条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第18条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第19条 有効期間

- 1.本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
- 2.本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

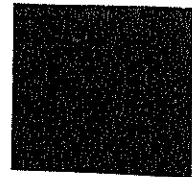
第20条 協議および管轄裁判所について

- 1.本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
- 2.本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

2023 年 7 月 27 日

甲 西川ひとし
葛城市弁之庄58-2



乙 大和メディアプロモーション合同会社
代表社員 坂部星吾
大阪府門真市千石東町1-1-308



見積書

西川ひとし事務所様

639-2141

奈良県葛城市弁之庄58-2

見積日

2023-07-26

見積書番号

Q-0000000002

有効期限

2023-08-15

大和メディアプロモーション

藤田シゲル

571-0013

大阪府門真市千石東町1-1-308



DMP G.K.

下記の通り御見積もり申し上げます。

件名 西川ひとし様ホームページリニューアル

見積金額 **1,630,800円**

摘要	数量	単価	明細金額
ディレクション	1件	200,000	200,000
デザイン TOPページ	1件	100,000	100,000
デザイン 下層ページ	6件	34,000	204,000
コーディング TOPページ	1件	50,000	50,000
コーディング 下層ページ	6件	24,000	144,000
セキュリティ対策	1件	100,000	100,000
チャットGPT API構築	1件	350,000	350,000
システム管理費	1件	100,000	100,000
更新料	48月	5,000	240,000
値引き	1件	-5,454	-5,454

納品期限




納品場所

小計		1,482,546円
消費税		148,254円
合計		1,630,800円
内訳	10%対象(税抜)	1,482,546円
	10%消費税	148,254円

備考

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 西川 均

① 雇用者	氏名  住所  電話番号 
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	令和5年4月1日～令和5年10月31日
④ 職務内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務
⑤ 給料(賃金)	¥300,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 1/2 政務活動+後援会活動
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]

下記の条件で契約します。

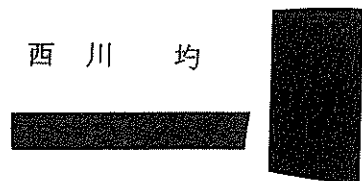
雇用期間	令和 5年 11月 1日から 令和 6年 3月 31日まで
雇用形態	<u>正規職員</u> パートタイム 派遣職員 その他 ()
就業場所	奈良県葛城市弁之庄58-2
仕事内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から午後6時00分まで (休憩: 正午から午後1時)
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆
休暇	年次有給休暇
賃金	基本賃金 月給 300,000 円 日給 円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 末日) 賃金支払日 (毎月 末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金 <input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
各種社会保険	労災保険 雇用保険 健康保険 厚生年金保険

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 5年 11月 1日

雇用者 奈良県議会議員 西川 均

被雇用者



政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 西川 均】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2023/11/1									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数							20日	20日	19日	19日	20日			98日
労働時間数							160.00H	160.00H	152.00H	152.00H	160.00H			784.00H
時間外労働														
休日労働														
深夜労働														
基本給							300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			1,500,000
時間外手当														
通勤手当(課税)														
通勤手当(非課税)														
課税合計							300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			1,500,000
非課税合計														
総支給額							300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			1,500,000
健康保険料														
介護保険料														
厚生年金保険料														
雇用保険保険料														
社会保険料合計							1,800	1,800	1,800	1,800	1,800			9,000
課税対象額							1,800	1,800	1,800	1,800	1,800			9,000
所得税							1,800	1,800	1,800	1,800	1,800			9,000
市町村民税							298,200	252,810	252,810	252,810	252,810			1,309,440
所得税還付							8,250	6,640	6,640	6,640	6,640			34,810
所得税合計							▲14,890	▲14,890						▲14,890
控除額合計							10,050	38,940	53,830	53,830	53,830			210,480
差引支給額							289,950	261,060	246,170	246,170	246,170			1,289,520
領収印														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

到達番号: 202306261355311421
受付番号: 202306260003072300

受付(電子申請)
令和05年06月26日
奈良労働局

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)

労働保険 概算・確定保険料 申告書

継続事業
(一括有期事業を含む。)

31759 石橋健康被書政済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード (項1)

令和 5年 6月 26日

(1) 労働保険番号	29	1	02	015416	-000	(項2)
------------	----	---	----	--------	------	------

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
02	111	9416	93

あて先 〒 630-8570

※提出年月日(元号: 令和は9) (項3) 令和 5年 6月 26日
※事業廃止等年月日(元号: 令和は9) (項4) 令和 5年 6月 26日
※事業廃止等理由 (項5) 奈良市法 蓮町387奈良第3地方合同庁舎
(4) 常時使用労働者数 (5) 雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード
1 (項6) 1 (項7) (項9) (項10) 奈良労働局

奈良市法 蓮町387奈良第3地方合同庁舎

労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料 算定内訳	(7) 区分	算定期間 令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日 まで		(8) 保険料・拠出金算定基礎額	(9) 保険料・拠出金率	(10) 確定保険料・一般拠出金額 ((8) × (9))
	労働保険料 (労災+雇用)	(イ)	(項11)	千円	(イ) 1000分の	(イ) 52,200 (項12) 円
	労災保険分	(ロ)	3,600 (項13)	千円	(ロ) 1000分の	(ロ) 10,800 (項14) 円
	雇用保険分	(ホ)	3,600 (項18)	千円	(ホ) 1000分の	(ホ) 41,400 (項19) 円
	一般拠出金 (注1)	(ヘ)	3,600 (項35)	千円	(ヘ) 1000分の 0.02	(ヘ) 72 (項36) 円

概算保険料 算定内訳	(11) 区分	算定期間 令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで		(12) 保険料算定基礎額の見込額	(13) 保険料率	(14) 概算保険料額 ((12) × (13))
	労働保険料 (労災+雇用)	(イ)	3,600 (項20)	千円	(イ) 1000分の 18.50	(イ) 66,600 (項21) 円
	労災保険分	(ロ)	(項22)	千円	(ロ) 1000分の 3.00	(ロ) (項23) 円
	雇用保険分	(ホ)	(項26)	千円	(ホ) 1000分の 15.50	(ホ) (項27) 円

(15) 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) (項28) (16) 事業主の電話番号(変更のある場合記入) (項29) (17) 延納の申請 納付回数 1 (項30)

※検算有無区分 ※算課対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目 (項31) (項32) (項33) (項34)

(8)×(10)×(12)×(14)×(20)×(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

(18) 申告済概算保険料額	52,200 円		(19) 申告済概算保険料額					
(20) 差引額	(イ) 充当額 ((18)-(10)の(イ)) 0 円	(ロ) 不足額 ((10)の(イ)-(18)) 0 円	(21) 増加概算保険料額 ((14)の(イ)-(19))					
	(ロ) 還付額 ((18)-(10)の(ロ)) 0 円 (項33)	(30) 充当意思 (項37)	(31) 法人番号	000000000000 (項39)				
22 期別納付額	第1期(元号) 令和5年 初年度	(イ) 概算保険料額 ((14)の(イ)-(17)) - 次期以降の円未満端数 66,600 円	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(イ)) 0 円	(ハ) 不足額 ((20)の(ロ)) 0 円	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ) × (イ) + (ロ) × (イ)) 66,600 円	(ホ) 一般拠出金 充当額 ((20)の(イ)) 0 円	(ヘ) 一般拠出金額 ((10)の(ヘ)-(ホ)) (注2) 72 円	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ)) 66,672 円
	第2期	(イ) 概算保険料額 ((14)の(イ)-(17)) 0 円	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(ロ)-(22)の(ロ)) 0 円	(ハ) 第2期納付額 ((イ)-(ロ)) 0 円	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ) × (イ) + (ロ) × (イ)) 0 円	(ホ) 一般拠出金 充当額 ((20)の(イ)) 0 円	(ヘ) 一般拠出金額 ((10)の(ヘ)-(ホ)) (注2) 0 円	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ)) 0 円
	第3期	(イ) 概算保険料額 ((14)の(イ)-(17)) 0 円	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(ロ)-(22)の(ロ)) 0 円	(ハ) 第3期納付額 ((イ)-(ロ)) 0 円	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ) × (イ) + (ロ) × (イ)) 0 円	(ホ) 一般拠出金 充当額 ((20)の(イ)) 0 円	(ヘ) 一般拠出金額 ((10)の(ヘ)-(ホ)) (注2) 0 円	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ)) 0 円

(26) 加入している労働保険	<input checked="" type="checkbox"/> (イ) 労災保険	(27) 特掲事業	<input type="checkbox"/> (ロ) 該当しない	(29) 事業主	郵便番号 639-2141 電話番号 (0745) 69-1234
(28) 事業	(イ) 所在地	(ロ) 名称	29-1-02 015416-000 E	(イ) 住所 (法人のときは主たる事務所の所在地)	葛城市井之庄58-2
				(ロ) 名称	奈良興業会 葛城西15町4番地10号
				(ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名)	西川均

社会保険労務士	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
労働局	令和 5年 6月 26日	社会保険労務士なかに事務所 中谷守男	0745-62-1700

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※ 取扱店名 **奈良労働局** ※ 取扱店番号 **00075491** ※ 取扱店名 **奈良労働局** ※ 取扱店番号 **0847** ※ 令和 **05** 年度

労働 保険 番号	都道府県 番号	所管 番号	管轄 番号	基幹 番号	枝 番号	号
291022015416	29	10	22	015416	1	3000

※ 会計年度(元号:令和は9) **2023** ※ 徴収年度(元号:令和は9) **2023**

※ 徴収区分 **62** ※ 課税区分 **1** ※ 証券受領 **全部**

内	労働 保険料	十 百 千 万 十 百 千 万 十 百 千 万 十 百 千 万 十 百 千 万 円	円
訳	一般 拠出金	十 百 千 万 十 百 千 万 十 百 千 万 十 百 千 万 十 百 千 万 円	円
	納付額 (合計額)	十 百 千 万 十 百 千 万 十 百 千 万 十 百 千 万 十 百 千 万 円	円

上記の合計額を領収しました。
 領収日付等
領収済(8)
5. 7. 7
大和信用金庫
新庄支店
 (納付者渡し)

納付の目的
 1. 令和 **5** 年度 概算 **1** 期 (2期又は1期)
 2. 令和 **4** 年度 確定

(住所) 〒639-2141 豊盛市 泉之庄 58-2
 (氏名) 奈良県議会議員 西川 均
 EA12980029478\$39112980011759\$
 29102015416-000 0014739 E

納付の場所
 日本銀行(本店・支店・代理店又は納入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

国税 領収証書

給与所得・退職所得等の
所得税収取計算書(号)

国庫金 納付金 32399

納期等の区分
05 01 01 ~ 06 30
00036434
05252740

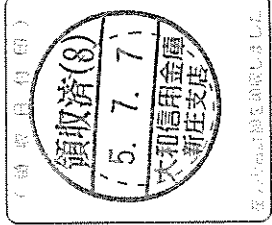
所得区分	金額	控除額	課税額	納付金	未納税額
給与所得	050101	0630	0000	0000	0000
退職所得					
雑所得					
合計	050101	0630	0000	0000	0000

住所 (〒) 639-2141 (電話番号)

葛城市辨之庄58-2

氏名 (姓) 西川 均 (名)

納付金 32399



日本銀行(本館・支店・代理店・税人代理店(郵便局を
含む))又は税務署の領収日印が押されているが
お間違いなくください。

03405 110 05252740

給与所得・退職所得の総合課税等納税証明書

国税整理資金 32399 令和 5 年 12 月 1 日 葛城 市 葛城 町 1-23-1

納期等の区分
令和 5 年 12 月
目 0507
至 0512
支払分滞戻所得税
及び復興特別所得税

証券受領 日印 印
内 額 円

区分	令和 5 年 12 月	令和 5 年 1 月	令和 5 年 2 月	令和 5 年 3 月	令和 5 年 4 月	令和 5 年 5 月	令和 5 年 6 月	令和 5 年 7 月	令和 5 年 8 月	令和 5 年 9 月	令和 5 年 10 月	令和 5 年 11 月	令和 5 年 12 月	合計
俸給・給料等 の支払額	050707													45730
日雇労働者の 賃金														
退職手当等														
税理士等の 報酬	050707													7186
役員賞与														
同上の支払 確定年月日														
年末調整による 不足税額														
年末調整による 超過税額														14890
本 税														40026
延 滞 税														
合 計 額														740026

住所 (〒) 639-2141 (電話番号) 葛城市辨之庄58-2
氏名 (姓) 西川 均
氏名 (名) 均

国庫金 納期等別分

摘要

印 (領収日付印)
預収済(8)
16. 1. 10
大和信用金庫
新庄支店
左記の合計額を領収しました。

03405 110 05252740

政務活動費備品台帳(令和5年度)

議員名: 西川 均

番号	名称	規格・機種	数量	取 得		処 分 の 状 況			保 管 場 所	備 考 (購 入 先)
				単 価 (単位:円)	取 得 金 額 (単位:円)	年 月 日	価 格	処 分 の 内 容		
1	ノートパソコン	LIFEBOOK FMVN77H1 G	1	225,500	225,500	5.9.11			政務活動費事務所	杉岡印刷
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
				年度計						

- 注
- 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
 - 2 年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出することとする。
 - 3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)
 - 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
 - 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
 - 6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。